

千葉県市長選挙選挙長告示第2号

令和3年3月21日執行の千葉県市長選挙における選挙立会人について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年3月7日

千葉県市長選挙選挙長 大野 雄子

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項の規定によるくじ	千葉中央コミュニティセンター7階 千葉県選挙管理委員会	令和3年3月18日 午後5時15分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項の規定によるくじ	同 上	令和3年3月18日 午後5時20分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第5項の規定によるくじ	同 上	事実発生の都度